武知浩之

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年1月31日

 徳島市監査委員
 尾
 田
 正
 則

 同
 藤
 原
 晃

 日
 土
 井
 昭
 一

同

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 公益財団法人 徳島市公園緑地管理公社 (出資団体及び公の施設の指定管理者)
- 2 所 管 部 課 都市建設部 公園緑地課
- 3 対象期間等 令和4年4月1日から令和4年10月31日までに執行した出 資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 4 監査対象団体の概要

 - (2) 設立年月日 昭和60年3月29日
 - (3) 基本財産 10,000,000円(徳島市出資比率50.0%)
 - (4) 事務所 徳島市北佐古一番町1番10号
 - (5) 職 員 数 15人(常勤役員1人、社員7人、準職員・嘱託職員7人)
 - (6) 指定管理

ア 施 設 名 徳島市都市公園113施設、とくしま植物園緑の相談所

イ 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

ウ 指定管理料 令和4年度 176,000,000円

第2 監査の実施期間

令和4年11月16日から令和5年1月26日まで

第3 監査の方法

出資の目的に沿って事業が適切に運営されているか、出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、 照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

公益財団法人徳島市公園緑地管理公社の出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、再委託の承諾手続が行われていないものがあった。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により所管部課に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。